

男鹿市告示第67号

男鹿市ふるさと回帰学生応援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月3日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市ふるさと回帰学生応援事業実施要綱の一部を改正する告示

男鹿市ふるさと回帰学生応援事業実施要綱（令和4年男鹿市告示第76号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付対象者)</p> <p>第3条 給付対象者は、本市出身で市外に居住する学生等（住民票を本市に置いたまま、市外に居住している学生含む。）で、次の要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) <u>申請日時点</u>において、学生であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(申請受付開始日及び申請期限)</p> <p>第4条 給付の申請受付開始日は、<u>当該年度の9月1日</u>とし、申請期限は、<u>翌年2月末日</u>とする。</p>	<p>(給付対象者)</p> <p>第3条 給付対象者は、本市出身で市外に居住する学生等（住民票を本市に置いたまま、市外に居住している学生含む。）で、次の要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) <u>令和4年9月1日現在</u>において、学生であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(申請受付開始日及び申請期限)</p> <p>第4条 給付の申請受付開始日は、<u>令和4年9月1日</u>とし、申請期限は、<u>令和5年2月28日</u>とする。</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和5年7月3日から施行する。